

伊佐市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月29日(金) 午前9時00分から9時47分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (21人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	10番委員	1番推進委員	11番推進委員
4番委員	11番委員	2番推進委員	12番推進委員
5番委員	12番委員	3番推進委員	14番推進委員
6番委員		4番推進委員	15番推進委員
7番委員		6番推進委員	
8番委員		9番推進委員	
9番委員			

4. 欠席委員 (5人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 9番委員 10番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第6号「非農地証明願」について
議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和2年度 第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
新型コロナウイルス感染の緊急事態宣言が解除されましたが、3密を避けるため窓を開けさせて開催させていただきます。

田植え時期になりましたが、委員の皆さんもそれぞれ忙しくなると思います。体に気を付けて活動を続けていただければありがたいと思います。

本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

9番農業委員と10番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページから4ページまで、農業経営基盤強化促進法による解約が17件です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見

決定のうち、貸借につきましてご説明申し上げます。

19ページの総括表をご覧ください。

期間は3年から10年で、面積は田267,678㎡、畑19,226㎡の計286,904㎡です。利用権を設定する者の数72名、利用権の設定を受ける者の数44名です。

土地の詳細につきましては、5ページ番号1から18ページ番号75のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

議案第2号

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から9番まで一括で報告をお願いします。

質問される方は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る5月22日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 HKさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 HNさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字平田7番で、地目は田、地積は896㎡で

所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は14,858㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る5月22日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 NTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は56歳です。

渡し人 KKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字石田31番1で、地目は田、地積は1,137㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は11,869㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る5月27日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 OTさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は64歳です。

渡し人 KIさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字上田26番3で、地目は田、地積は1,012㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は6,139㎡で取得可能面積であります。農業従事者

は2名で、通作距離は約0.8kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきままして、去る5月22日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 SNさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は53歳です。

渡し人 UHさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字串毛ケ迫1584番2外2筆で、地目は畑、地積は合計1,705㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は13,421㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、12番農業委員の報告を求めまます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきままして、去る5月21日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 MKさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は66歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字芦谷4119番4外2筆で、地目は田、地積は合計2,888㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は313,266㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約4.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきままして、去る5月23日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 HYさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 HMさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字新土手767番1で、地目は畑、地積は821㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は4,870㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.7kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、6番農業委員の報告を求めまます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきままして、去る5月27日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 TKさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字千鳥山1191番21外1筆で、地目は畑、地積は合計2,596㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は6,550㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約7.0kmで、現況は不耕作地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る5月23日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 MAさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は77歳です。

渡し人 YKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字川原田67番3で、地目は田、地積は798㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は8,954㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る5月17日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 TMさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は77歳です。

渡し人 NHさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字古屋敷301番外1筆で、地目は田、地積は合計6,287㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は96,358㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わ

ります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番から整理番号9番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数9件について、9件の許可が処分決定しました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定について、整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定について、整理番号1番について、去る5月22日、申請人MSさんの息子さん立会いのもと、4番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。
申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住されていますMSさんで、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字小川添602番2で、地目は田、地積は515㎡です。

所在地は、小川添公民館から西へ約0.1kmに位置し、東側は道路、西側は田、南側も田、北側は道路を挟んで宅地で、周囲に与える影響はないと思われます。

用途区分変更は、経営規模拡大により機械置場が狭くなったので、申請地に農機具倉庫を建築するものです。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定について、申請件数1件について、1件の意見が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、去る5月22日、申請人 MSさんの息子さん立会いのもと、4番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

申請人 MSさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は86歳です。
申請地は、伊佐市菱刈南浦字小川添602番2で、地目は田、地積は515㎡です。

農地区分は農用地区域内農地で転用目的は農機具倉庫兼米乾燥施設となっております。

所在地は、小川添公民館から西へ約0.1kmに位置し、東側は道路、

西側は田、南側も田、北側は道路を挟んで宅地で、周囲に与える影響はないと思われま

す。
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定しました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番、2番については譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番、2番については一体事業となっていますので、一括で報告いたします。

去る5月22日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、7番農業委員、12番農業委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、福岡市博多区博多駅東に所在する 株式会社S 代表取締役 MHさんで一般法人です。

整理番号1番の譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されている HKさんで、年齢は83歳です。

整理番号2番の譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されている HHさんで、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字上斉2247番1、地目は畑、地積は736㎡と、伊佐市大口山野字上斉2250番1、地目は畑、地積は489㎡2筆合計1,225㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

所在地は、尾之上公民館より北へ約700mに位置しており、北側は畑、東側、南側は太陽光発電施設、西側は道路で周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数252枚、設置容量93.24kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号3番、4番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で

報告をお願いします。7番農業委員の報告を求めます。

7番
農業委員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番、4番について、去る5月22日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、8番農業委員、12番農業委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、岡山県岡山市北区に所在する 株式会社E 代表取締役 KHさんで一般法人です。

整理番号3番の譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている NNさんで、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫2296番3で、地目は畑、地積は464㎡です。

整理番号4番の譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている YMさんで、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫2297番で、地目は畑、地積は1,237㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

所在地は、千鳥園から北西へ約500mに位置しており、南側は太陽光発電施設、東側は国道、北側は太陽光発電施設、西側は道路で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数348枚、設置容量127.02kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番、4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号3番、4番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号5番、6番、7番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。12番農業委員の報告を求めます。

12番
農業委員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番、6番、7番について、去る5月22日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、7番農業委員、8番農業委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

3件とも譲受人は、岡山県岡山市北区に所在する 株式会社E 代表取締役 KHさんで一般法人です。

整理番号5番の譲渡人は、伊佐市菱刈重留に居住されている YKさんで、年齢は66歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字鷹之巣3919番で、地目は畑、地積は991㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数292枚、設置容量108.04kWを予定しております。

整理番号6番の譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている TKさんで、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字鷹之巣3921番で、地目は畑、地積は2,101㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数304枚、設置容量108.04kWを予定しております。

整理番号7番の譲渡人は、伊佐市菱刈重留に居住されている MTさんで、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字雁田1072番2で、地目は畑、地積は1,874㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数348枚、設置容量127.02kWを予定しております。

3件の所在地は、徳辺簡易郵便局から東へ約2.0kmに位置しており、南側、東側、北側は道路、西側は山林で周囲に与える影響はないと思われ
ます。

3件とも添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

議長 「質疑なし」という声、多数あり。

8番農業委員 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番、6番、7番について、処分決定することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番、6番、7番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
いて、申請件数7件について、7件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につ
きまして去る5月22日、申請人の代理人 A行政書士立会いのもと、11番推
進委員、13番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしました
ので、10番が報告いたします。

申請人 MKさんは、山口県周南市大字久米に居住されています。
申請地の所在地は、伊佐市大口牛尾字豆漬1563番3で、地目は田、
地積は243㎡です。
非農地となった時期及び理由としましては、昭和60年2月に隣接地の
1562番に住宅を新築した際、申請地も宅地として一体で利用してきた
とのことです。
所在地は、大口電子より東へ約600mに位置し、北側、西側、東側は
宅地、南側も道路を挟んで宅地であります。
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性
は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。
添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されて
います。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を
終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号「非農地証明願」1件申請のうち1件の許可が決定いたしま
した。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判
断」に係る決定について提案いたします。
事務局の報告を求めます。

事務局	<p>議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、事務局より報告いたします。</p> <p>別添の資料をご覧ください。</p> <p>令和元年7月から9月にかけて行われました、農地利用状況調査におきまして、荒廃農地B判定受けました農地は、田176筆、196,911㎡、畑160筆、110,792㎡、その他17筆、24,382㎡、合計353筆、327,090㎡になります。</p> <p>皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定については決定いたしました。</p>
議長	<p>その他。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>総会資料の最終ページをお開きください。5月の月例報告をします。</p> <p>11日、5月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。</p> <p>22日、現地調査を一斉にしております。29日、本日は第2回農業委員会の総会です。</p> <p>6月の行事予定ですが、5日に6月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。29日が第3回の農業委員会の総会です。</p> <p>月例報告は以上です。</p>
議長	<p>他にないでしょうか。</p>
事務局	<p>以上で、令和2年度第2回農業委員会総会を終わります。</p>

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前9時47分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 9 番

伊佐市農業委員 10 番